

# 平成18年度税制改正のポイントⅡ

平成18年4月13日  
発行 平井・鈴木税理士事務所  
相模原市中央2-3-19  
電話 042-755-5992

法人税では、「役員報酬」の損金算入について2つの大きな改正がありました。今回は、この「役員報酬」に関する改正について解説します。

なお、この改正は平成18年4月1日以後開始事業年度から適用されることとなります。

## 同族会社の役員報酬の損金不算入

### ○ 概要

同族会社のうち、一定の要件に該当する場合には、その会社の業務主宰役員に対する給与のうち一定額が損金（経費）に算入できなくなります。

※「業務主宰役員」とは経営権を行使して職務執行する役員1名を指します。通常は代表取締役が該当します。

### ○ 適用要件

次の(1)かつ(2)に該当する法人

- (1) 業務主宰役員とその同族関係者の持株（出資）割合が90%以上
- (2) 業務主宰役員と同族の役員数が50%超

$$\frac{\text{業務主宰役員及び同族関係の常務役員数}}{\text{常務役員数の総計}} > 50\%$$

※形式的な役員は、常務役員から除きます。  
※この判定は、その事業年度末の現況により判定します。

### ○ 損金不算入額

業務主宰役員の報酬 A	損金不算入額
～180万円	A × 40%（65万円未満は65万円）
180万円～360万円	A × 30% + 18万円
360万円～660万円	A × 20% + 54万円
660万円～1000万円	A × 10% + 120万円
1000万円～	A × 5% + 170万円

### ○ 法人税等の増税額（概算）

$$\text{損金不算入額} \times \text{約} 30 \sim 40\%$$

### ○ 適用除外

次の(1)又は(2)に該当する場合は適用しない

$$\begin{array}{l} \text{前々前期の (所得+業務主宰役員の報酬)} \\ \text{前々期の ( " )} \\ \text{前期の ( " )} \\ \hline 3 \\ = \text{平均額} \end{array}$$

$$(1) \text{平均額} \leq 800 \text{万円}$$

$$(2) \text{①} 800 \text{万円} < \text{平均額} \leq 3000 \text{万円} \\ \text{でかつ}$$

$$\text{②} \frac{\text{業務主宰役員の報酬過去3期分の平均額}}{\text{平均額}} \leq 50\%$$

### ※自社チェック表

単位：千円

	所得金額	主宰役員の報酬
前々前期		
前々期		
前期		
小計		
平均額	A	B

$$A + B = C \quad ( )$$

$$(1) C \leq 800 \text{万円} \cdots \cdots \text{適用除外}$$

$$(2) 800 \text{万円} < C \leq 3000 \text{万円} \\ B \div C \leq 50\% \cdots \cdots \text{適用除外}$$

## 役員賞与の損金算入

### ○ 概要

現行制度では、毎月定額以外の給与いわゆる役員賞与は損金不算入とされておりましたが、18年度税制改正で所轄税務署長に支給時期、金額を事前に届出することにより損金算入が認められることになりました。利益処分の役員賞与は従来どおり損金不算入です。